

最低制限価格の設定に係る運用基準

平成 17 年 4 月 1 日
訓令第 12 号

(趣旨)

第 1 条 東かがわ市契約規則（平成 15 年東かがわ市規則第 35 号）第 16 条第 2 項の規定に基づく最低制限価格の設定について、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格設定の範囲)

第 2 条 最低制限価格を設定することができる工事の範囲は、原則として競争入札の対象となる工事のうち、構造物の形成を主体としたものとする。

(最低制限価格の算定)

第 3 条 最低制限価格の算定は、次に掲げるところによる。

- (1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額、共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額、現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額及び一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額の合算額。ただし、その額が、予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあっては、10 分の 9 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10 分の 7 を乗じて得た額とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、契約ごとの 10 分の 7 から 10 分の 9 の範囲内で、適宜な割合を予定価格に乗じて得た額とすることができる。

(入札の制限)

第 4 条 最低制限価格を設けた入札については、最低制限価格未滿で入札をした者は、原則として再度の入札に参加させないものとし、その旨を入札執行前に入札条項として入札参加者に周知するものとする。

(最低制限価格設定の取扱い)

第 5 条 最低制限価格及びその算定については、入札参加者等に絶対に漏洩することのないようにその取扱いは厳重にしなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に執行される競争入札から適用する。
- 2 第 2 条の予定価格については、当分の間、設計金額にて運用できるものとする。

附 則（平成 21 年 4 月 13 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 13 日から施行し、施行日以後に執行される競争入札から適用する。

附 則（平成 22 年 4 月 19 日訓令第 7 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 19 日から施行し、施行日以後に執行される競争入札から適用する。

附 則（平成 23 年 6 月 1 日訓令第 10 号）

この訓令は、平成 23 年 6 月 1 日から施行し、施行日以後に執行される競争入札から適用する。

附 則（平成 26 年 4 月 16 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 16 日から施行し、施行日以後に執行される競争入札から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 1 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に執行される競争入札から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 15 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に執行される競争入札から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 12 日訓令第 2 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 23 日訓令第 3 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。